

令和2年全国地域安全運動

10月11日(日)～20日(火)に、全国地域安全運動が実施されます。犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をめざして、地域で防犯活動に取り組みましょう。

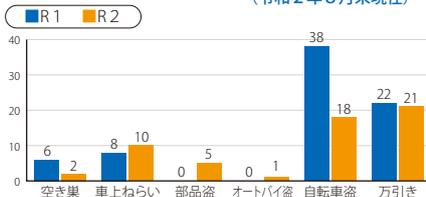
①子どもと女性の犯罪被害防止

- ・出かけるときは、誰とどこに行くのかを保護者に伝える
- ・一人で留守番するときのルールを家族で決めておく
- ・危険な場所にいる子どもに声をかける
- ・夜道では、ながらスマホをやめ、明るく人通りの多い道を通る
- ・自宅が、オートロックや高層階でも鍵を掛ける習慣をつける

②二重電話詐欺被害の防止

- ・電子マネーカードを購入させる架空請求詐欺に注意
- ・親族を騙るオレオレ詐欺に注意
- ・身に覚えの無い請求については無視する
- ・他人にキャッシュカードや通帳を渡さない
- ・少しでもお金の話が出たら、電話を切り、直ぐに家族や警察に相談する

小郡警察署管内の犯罪・交通事故の発生状況 (令和2年8月末現在)



○刑法犯発生件数	161件(-27件)
○交通事故発生状況	
発生件数	153件(-51件)
死者数	0人(±0人)
負傷者数	213人(-46人)

※()は、昨年同月比を示す

毎月9日は
防火の日

こちら119

久留米広域消防本部
三井消防署
☎72-5101ファクス72-5948



火災による死者ゼロをめざして～命を守る7つのポイント～

これからの季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。火災を起こさないため、また、火災による死者を発生させないため、「命を守る7つのポイント」を心がけましょう。

3つの習慣

- ①寝たばこは絶対しない
- ②ストーブは燃えやすいものから離れて使う
- ③ガスコンロなどから離れるときは必ず火を消す



4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類やカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を小さなうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



消費生活相談室

小郡市消費生活相談室
☎27-5188

窓口開設日
毎週月～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時

「保険金が使えない」という住宅修理の勧誘にご注意！

台風などの災害に便乗して、 unnecessaryな住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。

〈相談事例〉

突然訪問してきた業者から「壊れた雨どいを修理しませんか。火災保険が使えるので費用負担はありません。保険の申請も手伝います」と勧誘され、契約書に署名捺印をしてしまった。保険金請求時に、古くなって壊れていても自然災害と偽って請求するよう言われたので不審に思い、解約を申し出ると高額な解約料を請求された。



〈トラブルにあわないために〉

- ・このような勧誘を受けても、すぐ契約をするのはやめましょう。修理箇所が保険の適用対象となるか、まず自分で契約している損害保険会社や代理店などに相談してください。
- ・保険金請求のサポート手数料の有無や、キャンセル時の違約金といった契約内容について十分確認し、必要がなければ勧誘されてもきっぱりと断りましょう。
- ・災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積りを取り、検討しましょう。契約を急かす事業者には、特に注意してください。

困ったときは、すぐ相談！